

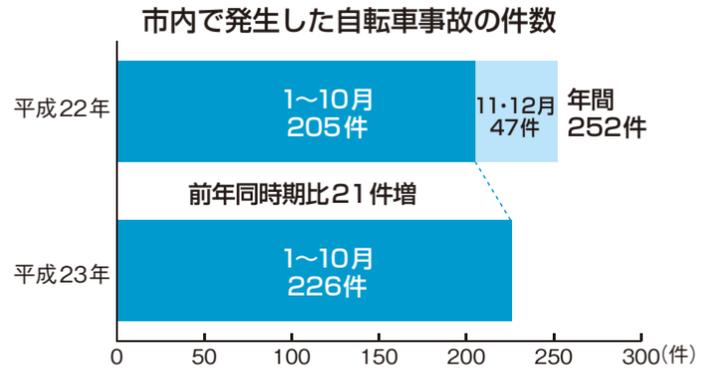
自転車は交通ルールとマナーを守り、安全運転を心掛けましょう!!

☎道路課内線2883

自転車は環境に優しく、手軽で便利な乗り物ですが、信号無視や飛び出し、歩道での猛スピードでの走行など、危険な運転から事故につながるケースが多発しています。市内では近年、自転車事故が交通事故全体の4割前後を占めており、昨年(平成23年)は10月末時点で既に226件発生しています。これは、前年同時期と比べて21件多く、年間の発生件数(252件)にも迫るペースです。(右図参照)。

こうした自転車事故の発生状況などを受け、昨年10月に警察庁が「良好な自転車交通秩序の実現のための総合施策の推進について」という通達を発表したほか、同12月に警視庁は「自転車総合対策推進計画」を取りまとめるなど、交通事故防止に向けて自転車の走行ルールを改めて徹底する動きが出ています。またこの間、市でも「自転車安全講習会」で自転車利用者のマナー向上に取り組んできました。

一人ひとりが交通ルールとマナーを守り、自転車を安全に利用しましょう。



自転車を安全に利用するために...

①自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は「軽車両」と位置づけられています。歩道と車道の区別がある所は、車道通行が原則です。また、自転車道がある所では、道路工事などやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければなりません。

ただし、下記の場合は自転車も歩道を通行できます。

- 「歩道通行可」の標識(右図)などがあるとき
- 車道が狭く、自動車の交通量が多いなど、安全を確保するためにやむを得ないとき
- 13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体障がい者が運転するとき



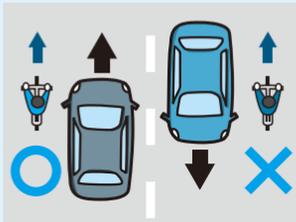
罰則 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

②車道は左側を通行

自転車は車道の左端に寄って通行しなければなりません(右側通行は禁止)。

罰則

3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で車道寄りを走り、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。無理な追い越しや、ベルを鳴らして歩行者をどかさそうとするなどの危険な行為もしてはいけません。

罰則 2万円以下の罰金又は料料

④安全ルールを守る

●飲酒運転の禁止

罰則 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

※酒に酔った状態で運転した場合



●二人乗り、併進の禁止

二人乗りや、「併進可」の標識がない場所で並んで走ってはいけません。

罰則 2万円以下の罰金又は料料

●夜間はライトを点灯

罰則 5万円以下の罰金



●交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

信号や一時停止の標識(右図)を守り、狭い道から広い道に出るときは徐行し、忘れずに安全を確認しましょう。

罰則 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



⑤子どもはヘルメットを着用

13歳未満のお子さんが自転車に乗車する場合、保護者はヘルメットを着用させるように努めなければなりません。

●傘差し運転などの禁止

●運転中の携帯電話使用などの禁止

罰則 5万円以下の罰金



自転車安全講習会で正しいルールとマナーを身に付けましょう!

講話や交通安全ビデオ、安全運転マルバツテストのほか、日常的にできる自転車の整備方法も紹介します。受講者には「自転車安全運転証」の交付と、三鷹駅南口周辺の市立駐輪場で、平成24年4月からの新規利用申込の抽選にあたり優先権があります。また、自転車保険(TSマーク付帯保険)の保険料助成(右記参照)を受けられます。

日時		会場
1月15日(日)	午前10時から	三鷹産業プラザ
1月28日(土)	午前11時から	三鷹駅前コミュニティセンター
2月5日(日)	午前11時から	三鷹駅前コミュニティセンター

人 自転車を利用する中学生以上の方

物 筆記用具、顔写真入りの自転車安全運転証を希望する方は縦3cm×横2.5cmの写真、再受講の方は自転車安全運転証

申 当日会場へ



自転車保険(TSマーク付帯保険)の保険料を助成します

—自転車安全講習会受講者限定!—

「TSマーク」(上写真)は、正しく整備された自転車の証です。有効期間(1年間)内のマークが貼られた自転車で万一事故に遭った、または事故を起こした場合には、本人または被害者に保険金が支払われます。自転車安全講習会(左記参照)の受講者には、加入費用の一部に使用できるTSマーク付帯保険助成券(1,000円分)を配布します。

◆加入方法

東京都自転車商協同組合三鷹支部に加盟する自転車店(16店)で自転車安全整備士の点検・整備を受け、TSマークが貼られることで加入できます。

◆加入料金

点検・整備の基本料金(1,500円)

※部品交換などが必要な場合は実費。

◆補償内容

傷害補償	入院15日以上(一律)10万円、死亡・重度後遺障害(一律)100万円
賠償責任補償	最高限度2,000万円

駐輪場の登録・料金体系の見直しについて

表面関連記事

従来の利用登録制の市立駐輪場は、「利用登録駐輪場」と「有料駐輪場」の2種類でしたが、「利用登録駐輪場」は事務手数料3,000円のみで1年間利用できるため(市内在住一般利用の場合)、利用料月額1,000~2,300円の「有料駐輪場」と比べ、利用料金の公平性に欠けているとの声が寄せられていました。

また、駐輪場の維持・管理を含む自転車対策には年間約2億円の経費がかかる一方で、事務手数料や利用料による収入は約3,100万円程度であり、約1億6,900万円を市が支出しています。厳しい財政状況を踏まえ、駐輪場の運営経費を利用料金収入な

どで補っていきけるよう、今回見直しを実施しました。なお、新しい料金体系については、近隣市や周辺民間駐輪場の料金を参考にして、駅を起点とした駐輪場の立地場所などによる利便性を考慮した料金としました。

今回の登録・料金体系の見直しは、利用者間の公平性を確保するとともに、利用者にとって適正な料金負担(受益者負担)をしていただくことで財政負担を軽減するものです。

ご理解とご協力をお願いします。

☎道路課内線2883